

獣医学教育改革シンポジウム 獣医学全国共用試験のめざすもの

高井 伸二
北里大学
3月28日 9:00~12:00

本委員会の上部組織

全国大学獣医学関係代表者協議会 会長 吉川 泰弘教授
国公立大学獣医学関係代表者協議会 会長 伊藤 茂男教授
獣医学教育改革委員会 獣医学教育改革室 橋本 善春教授
獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに関する調査研究委員会
総括班責任者 尾崎 博教授

委員会構成員 委員長 高井伸二（北里大）
浅井史敏（麻布大）

新井敏郎（日獣大）
大野耕一（東京大）
鎌田 寛（日本大）
北川 均（岐阜大）
杉山 誠（岐阜大）
山下和人（酪農大）

獣医学共用試験調査委員会とは

全国大学獣医学関係代表者協議会から指名・諮問

- 獣医学教育改革の一環として、現在、獣医学モデル・コア・カリキュラムの検討開始した。
- 獣医学臨床実習等においても見学型から参加型実習への転換には教育の質保証が要件となる。
- 医学・歯学、更には薬学では共用試験が実施されているが、獣医学ではどのような方策があるのか、調査・検討せよ。
- 平成22年3月末の全国獣医学関係代表者協議会に答申（報告書）が出ることを期待。

本委員会への諮問

獣医学で共用試験は必要か？どのような手法が考えられる？どの様な効果がある？

共用試験の認知度の低さ

教養試験？

実は、

医学・歯学では平成17年から

薬学では平成21年から始まっている！



共用試験とは？

臨床実習開始前の学生評価

医師・歯科医師の資格がない学生が臨床実習で患者さんに接する場合には、必要不可欠な知識・技能・態度が備わっていることを患者さんに示して診療に参加することに同意してもらうことが必要です。

また、学生の知識・技能・態度のレベルを全国的にも一定水準以上に保つことも必要です。

共用試験は、医学系・歯学系大学が実習に臨む学生に必要な最小限の知識・技能・態度の到達レベルを公平かつ厳正に評価し、その質を患者さんと社会に保証するために行われます。

共用試験はなぜ必要か？

臨床参加型実習の大前提

これまでの医学・歯学教育では教育内容、科目の評価、卒業時の評価が、各大学および各教員の裁量にまかされており、講義による知識伝授が主体でした。

また、診療に必要な技能・態度教育が十分でないことも指摘されていました。さらに学生の知識・技能・態度を含めたレベルや適性が臨床実習を開始する前や卒業時に全国的に一定水準に保たれていませんでした。

特に高度専門職業人としての医師・歯科医師が持つべき技能・態度教育、医療倫理や安全確保についての実質的な教育も十分でなく、医師・歯科医師国家試験合格のための知識の詰め込み教育の弊害が指摘されてきました。

これまでの教育ではだめなのですか？

教育改革の前提となった問題点・・・獣医学教育にも殆ど当てはまるか？！

教える	80～90%
体験する	70%
討論する	50%
レポートを書く	30%
視聴覚	10～20%
講義を聞く	5%

学習の効果

患者こそ最高の師 (患者さんから学ぶ)

1. 学習環境の提供
2. 学生一人ひとりにフォーカスを当てたフィードバック
3. 学生の人間としての成長
4. 時間軸での学生評価

→ 大学ができること

共用試験ではできないこと

第1回委員会 平成21年12月4日(金) 13:00~16:30

- (1) 委員会の位置づけと目的について
- (2) 獣医学における共用試験に関する意見交換
- (3) 医学部と薬学部におけるCBT試験の概要の確認

第2回委員会概要 平成22年1月6日(水) 13:00~17:00

「薬学における共用試験導入から実施に至る概要」

講師：伊藤智夫先生 北里大学薬学部・学部長 (CBT実施委員会・委員長)

第3回委員会概要 平成22年1月25日(水) 13:00~17:00

「医学・歯学における共用試験導入から実施に至る概要」

講師：福田康一郎先生 慶応義塾大学薬学共用試験実施評価機構・副理事長

第4回委員会概要 平成22年3月1日(月) 13:00~18:00

- 1) 答申書の検討

調査委員会の検討経過

平成16年5月学校教育法、6月薬剤師法の一部改正

平成16年9月：薬学教育年限を6年に延長する国会決議の付帯事項により、中央教育審議会大学分科会から薬学共用試験の必要性が提言された。

平成18年度から6年制課程の薬学生入学

○6年制薬学教育では、薬剤師の実務能力修得の向上を目指し、実務実習の充実を図ることとし、学内における1ヶ月に亘る実務実習事前学習の後、病院および薬局における各11週の長期実務実習を必修科目とした。

○この長期実務実習(22週間)は従来の「見学型」実習とは大きく異なった「参加型」実習となった。

薬学の教育改革

4年制では4週間程度であった

薬剤師法第19条は、「薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。」と規定

薬学生は薬剤師の資格を欠くため、薬学生の実務実習において、調剤する場合には、形式的には本罪を構成する

薬学生の行為の適法性は、行政法に照らして判断する必要があり、また事故が発生した場合は民事、刑事の観点から責任が問われることになる。

薬学生が行う実務実習においては、
医療の提供を受ける患者の同意を得ることが大前提であり、
 そのうえで、
目的の正当性
行為の相当性の確保が要求される。

薬学の場合

薬剤師法第19条 薬剤師でない者は・・・

目的の正当性：実務実習が薬剤師の養成を目的とした薬学教育の一環として行われることから明らかで

行為の相当性：患者および薬学生の安全確保の観点から適正な手段が採られていることが重要であり、それらを確実なものとするためには実務実習の実施上の条件をあらかじめ明確にしておく必要がある

薬学生の行為の相当性を担保するためには、三つの条件、

- ①実務実習を行う薬学生の資質の確認 → 共用試験
- ②薬学生を指導する立場にある受入施設側の薬剤師が十分な指導・監督を行う資質を有していること
- ③実務実習にかかわる患者、医療従事者及び薬学生に対する保障体制の確保

について満たされている必要があります。

薬学の実務実習

薬学生の行為が適法と言えるためには・・・（違法性阻却事由）

獣医学教育：現状の課題

(文科省・獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議)

- 獣医師の職域や社会的役割・関連法規・獣医倫理を扱う導入教育の不整備
- 実践的な教育内容の不足 →見学型から参加型実習へ
- 新たな分野への対応
- 大学間の教育内容のばらつき
→モデル・コア・カリキュラムと教育の質保証

教育の質保証＝評価システム

これまでの単位認定方式かCBT方式か？

単位認定方式＝JABEE

獣医学教育改革の場合は・・・

6年制獣医学教育が始まって26年が経過したが・・・

2009～

獣医学教育改革の指針 4つのキーワード

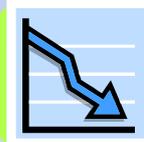


- ①コアカリキュラム
- ②参加型実習(臨床・公衆衛生)
- ③共通テキスト
- ④共用試験

Background-1 (獣医学への批判・要望)

獣医学をめぐる社会情勢の変化

- グローバル化に乗り遅れた教育環境
- 公衆衛生・産業動物獣医師の不足
(獣医師の偏在)
- 獣医学受験生の減少傾向



抜本的な改革 なくして
10年後の獣医学に未来はないのでは？

Background-2 (教育手法への批判)

古い体質からの脱却

今までの教育: 科目と単位数が決められているだけ
(後は暗闇の世界)

- 私が教え
- 私が試験問題を作り
- 私が採点し
- 私が合否を決めるのだ!



客観性と透明性が求められている

Background-3 (教育改革の波)

高等教育の 質保証

「獣医学だけではない、全分野での流れである」



教育の質保証を担保する3つの具体的な手法

コア・カリキュラム

(専門性に広がりのある他分野では、「分野別参照基準」とも呼ばれる)

共通試験

(ラーニングアウトカムを
検証する全国共通の試験)

共通テキスト
(教材)



資格と直結する分野(医・歯・薬・看護・法律)が先行している

① 獣医学モデル・ コア・カリキュラム

「獣医学教育関係者が自主的
・主体的に定める教育項目」

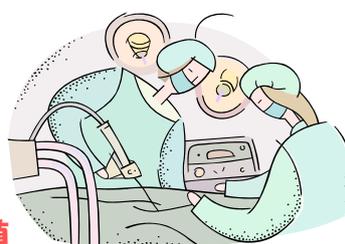
平成22年3月に完成予定



② 参加型実習

臨床分野と公衆衛生分野
における実務実習

見てるだけじゃダメ!
体験して初めて分かるその価値
「医学教育においてその効果は実証されている」



③ 共通テキスト

コアカリ到達目標に対する

模範解答

言い放しではだめ



④ 共用試験

見学型から

参加型の臨床・公衆衛生実習

を実施するための 環境づくり



共用試験の位置づけ

- 学術会議(大学教育の分野別質保障の在り方検討委員会)は、質保証を行うための有効な手段として、「**共通試験**」をあげている。**法学・経済学分野**で「検定試験」としてすでに実施されており、質保証に利用されている。
 法学検定試験 (財団法人 日弁連法務研究財団)
 経済学検定試験 (NPO 日本経済学教育協会)
- **医学分野**では、社会・国民の要請に応えた優れた医師の要請に向けて、① 臨床実習改善・充実、② 臨床実習前の学生の質保証を目的として「**共用試験**」が実施されている。

コアカリキュラム/共用試験はそもそも、「資格のない学生が臨床実習に参加するための事前の学生評価(違法性阻却)」を出発点として始まったが;

↓ 現在では

「教育レベルを教員自身が決める」という動機づけからもっとも効率的なFDであった、そして何より学生の勉学への意識改革ははかられ、10年前と比べ医学教育の環境は一変した。(医療系教養試験実施機構 福田康一郎副理事長 談)

- **医学、歯学、薬学**では、臨床実習開始前にコア・カリキュラムの到達目標に準拠した全国共通の標準試験システム(**共用試験**)を構築している。
- **看護師、理学療法士**の分野でも検討されている。

①基礎知識については **CBT** (computer based testing)

②技能態度については客観的臨床技能試験 **OSCE**
(objective structured clinical examination)

(4年次に行う**仮免試験**のようなもの)



法人組織を結成して大学が自主的に実施している(参加は任意)。
試験成績も大学が独自に基準を設定し利用している。

医学・歯学: 社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構
薬学: 特定非営利活動法人 薬学共用試験センター薬学共用試験センター

共用試験の意義

- ① 臨床実習の目的と行為の正当性の確保
【社会・飼い主に対して、説明責任を果たす】
- ② 事前学習と学生の資質の検証
【指導獣医師(学外委託実習)に対しての、
説明責任を果たす】
- ③ 教員の教育改善への意識が高まる(FD)
- ④ 学生の勉学への意識も高まる
- ⑤ 社会に獣医師(資格)の重要性をアピールする
絶好の機会となる

(本来の目的である教育環境を整備するという③、④が大事!)

違法性阻却の要件として共用試験は必要か? (学内と学外では状況が多少異なる)

大学内の診療施設
における実習

問題点:

教員が直接指導するので責任の所在が明確。
また、教育を目的とした診療施設である。ただし、利用者には「学用患畜」という意識はない。

学外の診療施設
における実習

問題点:

指導獣医師に指導を委嘱する必要があり、
また、完全な業務の中での実習となる。

- ✓ 学生数の多い私立大学の小動物臨床実習
- ✓ 大動物診療(国公立いずれにおいても)

**動物に侵襲危害を与える可能性のある
獣医療行為は、違法行為である。**

違法性阻却事由：通常は法律上違法とされる行為について、その違法性を否定する事由をいう。民法および刑法に規定される、①正当防衛、②正当行為、③緊急避難、④自力救済、⑤被害者の同意などの事由がこれにあたる。たとえば、「注射する、採血する、投薬する、手術する」など、すべての獣医療行為は**違法**である。獣医師国家試験が違法性阻却の事由となる。



責任主義：行為者に対する責任非難ができない場合には刑罰を科すべきではないとする原則をいう。この原則は、罪刑法定主義とならぶ近代刑法の重大な原則の一つである。この原則により、結果が生ずれば、たとえそれがきわめて偶発的に発生した場合であっても、①それだけで刑罰を科すような結果責任、②その者の所属する団体の構成員全員に刑罰を科すという団体非難、が禁止される。

学生の獣医療行為を正当化するための理論武装

- ①**目的の正当性** → 獣医師養成のためには不可欠
- ②**手段の正当性** → 学生の質保証＝共用試験
- ③**動物所有者と社会の同意**
→ 学生の質保証＝共用試験

➡ 臨床実習の範囲内で一定の診療行為が可能となる

獣医師法 第4章 業務（飼育動物診療業務の制限）
 第17条 獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診察を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

第6章 罰則

第27条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1. 第17条の規定に違反して獣医師でなきて飼育動物の診療を業務とした者

犯罪成立の3つの要件：罪刑法定主義

「構成要件該当性あり」「違法性あり」「有责性あり」

見学型から参加型実習導入の障壁

獣医師法 第17条 獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない

世の中には、「危険な行為であるが社会には必要とされる」ものがいくつもある。これを認めるために、法律は違法性阻却という考え方で対処している。医・歯・薬・看護・理学療法は自動車運転免許と似た方法論で対処している。

図1

公道で自動車という危険物を走らせることは「違法」である。
 では、どうしたら運転できるようになるのか？

第1段階

- 学科教習（講義科目に相当） → 仮免許学科試験（CBTに相当）
- 技能教習（実習科目に相当） → 修了検定（OSCEに相当）

仮運転免許証を取得すると、公道で「一定の安全性が確保される範囲内」での運転が認められる。仮免許が「違法性阻却の事由」となる。

（仮免許は公安委員会が出している）

第2段階 路上教習（参加型実習に相当）

- 卒業検定（各大学の卒業認定に相当）
- 本免許学科試験（獣医師国家試験に相当）

運転免許証を取得することが、最終的な「違法性阻却の事由」となる。
 これでもはや、教官の同乗を必要とせずに運転できる。



運転免許証なしで人を死なせると、「殺人罪」で起訴される。
 運転免許証があれば、「業務上過失致死罪」で起訴される。

運転免許証の取得方法

獣医学生が行う実務実習においては、
獣医療の提供を受ける動物の所有者の同意を得ることが大前提で、その
 うえで、
目的の正当性
行為の相当性の確保が要求されるであろう

獣医学生の行為の相当性を担保するためには、三つの条件、
 ①実務実習を行う → 共用試験
 ②獣医学生を指導する立場にある獣医師が十分な指導・監督を行う資質
 を有していること
 ③実務実習にかかわる患畜、獣医療従事者及び獣医学生に対する保障体
 制の確保について満たされている必要がある。

参加型実習の前提条件は

獣医師法の違法性阻却事由の必要条件

獣医学教育の内容・方法（獣医学教育にお
 いて学生に身に付けさせるべき知識・能力
 の明確化）については獣医学モデル・コ
 ア・カリキュラムが、実践的な教育（見学
 型から参加型実習導入のために）と事前評
 価システム（教育/学生の質の保証を担保）
 として獣医学共用試験（仮称）の導入の検
 討が必要との結論に至った。

結論

獣医学生の行為が適法と言えるための条件整備のひとつ

今後は、具体的な問題点と課題を整理し、参加型実習・共用試験に向けた準備委員会として「獣医学参加型実習計画準備委員会（仮称）」といった組織を立ち上げ、この運動を継続すべきであろう。この委員会では、参加型実習において想定される主な論点の具体化をはかるとともに、獣医学モデル・コア・カリキュラムとの関連なども協議する場となることが期待される。

提言

獣医学学生の行為が適法と言えるための条件整備が必要

コアカリキュラム策定と参加型臨床実習・実務型実習は、
獣医学教育改善の柱！



